

# ねんきん通信

国民年金の第1号被保険者は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方々とされています。厚生年金等の被用者年金制度に加入しておられる方々も20歳から60歳までであれば、国民年金第2号被保険者となり、年金制度からの拠出金として国民年金保険料が納められています。また、第3号被保険者についても、保険料納付の必要はありませんが、配偶者の年金制度から拠出金として納付されています。

ところで、国民年金第1号及び第3号被保険者としての期間がある方に対しては、60歳に到達すると、「国民年金についてのお知らせ」というハガキが送付され、ご自分の年金記録について確認することができます。

しかし、このハガキの見方には注意が必要です。ハガキの下部はこのようになっております。

被保険者月数	納付数	法免・申免(全額)月数	申免(半額)月数	学月	生数	末月	納数

まず、「被保険者月数」欄ですが、これはあくまで国民年金第1号及び第3号被保険者として登録されている期間を表します。ですから、被用者年金制度に加入していた期間や、本来、国民年金に加入しなければならなかつたにもかかわらず、届出を怠っていたために、未加入だった期間などは除かれております。

そのため、「被保険者月数」と「納付月数」が同月数だからといって、必ず満額の年金給付を受けられるわけではありませんのでご注意ください！

本来、国民年金に加入すべきであった期間などを確認するためには、社会保険事務所でご自分の厚生年金等の記録を確認する必要があります。

満額の年金受給を望む方、ご自分の年金記録に不安をお持ちの方は、役場又は社会保険事務所で、ご自分の年金記録を確認されることをお勧めします。

次に、「法免・申免(全額) 月数」(法免～法定免除：20歳以上60歳未満の障害基礎年金受給期間や生活保護受給期間など、申免～申請免除) 欄に記載されている期間

# 国民年金の任意加入制度について

～60歳を迎える方はぜひお読みください!!～

の年金額は3分の1、「申免(半額)月数」(保険料の半額のみ免除)欄に記載されている期間の年金額は3分の2となりますので、これらの欄に記載のある方も満額の年金は受給できません。また、「学生月数」欄は、学生納付特例の適用を受けた期間のことですが、これらの期間については、年金受給に必要な受給資格期間(原則最低25年間)には算入されますが、年金額には反映されない合算対象期間(カラ期間)となります。ですから、この欄に記載のある方も満額の年金は受給できません。

最後に、「未納月数」欄ですが、これは、国民年金第1号及び第3号被保険者として加入されておられる期間のうち、未納の月数を表します。この期間が多いと、年金給付すら受けられない場合がありますので注意が必要です。これらの点をまとめますと、

満額の年金を受けられないケースは、

- ①厚生年金等に加入したことがないのに、「被保険者月数」が480月（昭和16年4月1日以前に生まれた方は段階的に減月）に満たない方
  - ②「被保険者月数」と「納付月数」が異なる方
  - ③「法免・申免(全額)月数」、「申免(半額)月数」、「学生月数」、「未納月数」がある方が考えられます。

「国民年金についてのお知らせ」ハガキを受け取った方は、必ずこれらの点を確認することをお勧めします。

60歳に到達された時点で、満額の年金を受け取ることができない方は、国民年金に任意加入することにより、年金受給を増額または満額とすることができます。

受給権を取得されていない方（原則25年の受給資格期間を満たしていない方）で昭和40年4月1日以前に生まれた方は70歳まで、満額及び増額を目的とされる方は65歳まで加入し保険料を納めることができますので、ご希望の方は役場窓口で手続き致します。

なお、任意加入制度は、届出を行った日の属する月から納付が可能となりますので、届出が遅れますと、その分受け取る年金額にも影響しますので、早めの手続きをお勧めします。ご自分の年金にご不安な方は、役場窓口でご相談ください。

詳しくは、役場町民課福祉住民係(☎5-1111 内線158)にお問い合わせください。

広報誌8月号で紹介しました「各手当制度のご紹介」記事の中で、児童扶養手当の支給額が、「支給額（月額）児童一人41、800円（平成17年度）」となつていましたが、正しくは「支給額（月額）児童一人41、880円（平成17年度）」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

★お悔やみ申し上げます

★お誕生おめでとう  
横峰匡音（まさと）  
鈴木斗憂耶（とうや）  
（くん）  
（こうじ）

戸籍の窓  
7月

大畠トモエ  
さん(夫)栄  
町

ご寄付ありがとうございます  
7月